

4 文科初第 3 9 1 号  
令和 4 年 4 月 2 8 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 殿  
小 中 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長  
伯 井 美 徳

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されているところであり、その対応として、「令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和 4 年 4 月 5 日事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）として、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」を行う事業が示されたことを周知したところです。

今般、令和 4 年 4 月 2 6 日に開催された原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が別添資料 1 のとおり取りまとめられました。

この緊急対策の柱立ての 1 つに「IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」が掲げられ、学校給食等の負担軽減等として、「地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行う」こととされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、「地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価

格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」こととされております。

これを受け、内閣府から4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」が別添資料2のとおり、各都道府県を通じて市町村に周知されております。

学校給食を実施する学校設置者におかれては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設される「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくようお願いします。

なお、学校設置者におかれては、当該事務連絡中、「5. 留意事項」に御留意ください。

その際、食材の調達は、学校給食を実施する学校設置者の判断となりますが、食育の推進、地場産物を活用した安全・安心の学校給食の推進の観点から、これまでもお願いしているところですが、地場産物や国産物等を使用することも積極的に御検討ください。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話:03(5253)4111 (内線 2095, 2694)

E-Mail:shoku@mext. go. jp

## コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（抜粋）

令和4年4月26日  
原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

第四の柱は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援である。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する新たな枠の創設による地域の実情に応じたきめ細かな生活困窮者対策の実施など真に生活に困っている方々への支援措置を強化するとともに、緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限の延長を行う。また、孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援を行うとともに、学校給食費等の保護者負担の軽減促進等を図る。

### IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

#### 1. 生活困窮者等支援

- ・学校給食等の負担軽減等（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）

地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うとともに、学校の冷暖房費等について、今後の状況等も勘案しつつ、地方交付税等により必要な支援の取組を進める。

#### 3. 地方公共団体の実施する対策への支援

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。

事務連絡  
令和4年4月28日

各都道府県

財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

令和4年4月26日の第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(以下「総合緊急対策」という。)において、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設が示されたところです。(別紙1参照)

このため、令和3年度補正予算で計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)における地方単独事業分1.2兆円のうち留保していた2,000億円及び令和4年4月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費(以下「令和4年度コロナ対策予備費」という。)の使用により臨時交付金に措置された8,000億円の合計1兆円を活用することにより「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう臨時交付金を追加配分することとしました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日付通知。以下「制度要綱」という。)について所要の改正を行うとともに、運用について下記のとおり定めました。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

### 1. 臨時交付金の拡充について

総合緊急対策において、「コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充」等とされたことを

踏まえ、令和4年度コロナ対策予備費から臨時交付金に8,000億円が追加計上されました。追加計上された8,000億円は、通常分交付金（事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金をいう。以下同じ。）のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」として配分することとします。これに伴い、制度要綱について所要の改正を行いました。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、臨時交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を有効に活用し、事業の実施に取り組むようお願いいたします。

## 2. 通常分交付金に係る交付対象事業について（制度要綱第3関係）

### (1) 交付対象事業

通常分交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年4月1日付け事務連絡。以下「令和4年4月1日付け事務連絡」という。）から大きく変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（国庫補助事業等及び地方単独事業）に自由度高く活用することが可能です。ただし、通常分交付金の予算のうち令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円については、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることから、当該予算を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、下記に記載の内容に留意すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に掲げられた4つの柱（Ⅰ感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、Ⅱ雇用の維持と事業の継続、Ⅲ次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、Ⅳ強靱な経済構造の構築）のいずれかに該当する事業、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた3つの柱のうち2つの柱（Ⅰ新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、Ⅱポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現）のいずれかに該当する事業、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に掲げられた4つの柱のうち3つの柱（Ⅰ新型コロナウイルス感染症の拡大防止、Ⅱ「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、Ⅲ未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動）のいずれかに該当する事業又は総合緊急対策に掲げられた4つの柱（Ⅰ原油価格高騰対策、Ⅱエネルギー・原材料・食料等安定供給対策、Ⅲ新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、Ⅳコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援）のいずれかに該当する事業で新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業が交付対象となります。

交付対象となる国庫補助事業等及び地方単独事業の条件は以下のとおりです。

#### ①国庫補助事業等

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のい

れかに該当する事業です。

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染症拡大防止に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置をした事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）
- ・国の令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）
- ・国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業
- ・国の令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業

なお、上記に該当する事業のうち、令和3年度中に国の交付決定等を受け、地方公共団体の令和3年度予算に計上した事業についても、既に提出した令和3年度実施計画に当該事業を記載していない場合、令和4年度実施計画に記載することが可能です。

## ②地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和4年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業

ただし、通常分交付金の予算のうち令和4年度コロナ対策予備費で確保した8,000億円については、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている方々や事業者の負担を軽減するため措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付すこととします。

**【コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援】**

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当

該生活者等に直接的に及ぶ事業を交付対象とします。具体的には、当該生活者等を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）又は交付金を財源として当該生活者等が本来負担すべき費用等を減免する事業が該当します。なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。また、民間団体のみならず公的団体も対象となります。

総合緊急対策では、臨時交付金により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされているところです。コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援として、国の支援措置の上乗せ・横出しを含め国の施策を補完する支援（例えば、子育て世帯生活支援特別給付金による児童一人当たり一律5万円に対して上乗せを行い10万円等の給付を行う、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金による対象者の要件緩和等）、生活困窮者等が物価高騰等においても生活必需品を購入できるよう収入状況に応じた支援、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯への支援、農林水産業や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等への支援など、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。なお、ウクライナからの避難民への生活支援等にも活用可能です。また、通常分交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用が可能な事業として想定されるものを別紙2に整理していますので、こちらも参考にしてください。

なお、地方公共団体の令和3年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業については、原則として令和4年度実施計画に記載することができませんが、令和2年度又は令和3年度中に行われた営業時間短縮要請等に対する協力金支給に係る協力要請推進枠交付金及び一般検査事業に係る検査促進枠交付金の地方負担分に係る事業のうち、令和3年度実施計画に記載されていない事業に限り、令和4年度実施計画に記載することを認めます。

## （2）通常分交付金に係る対象外経費

通常分交付金に係る対象外経費については、令和4年4月1日付事務連絡から変更ありませんので、同事務連絡1（2）2）を参照ください。

## 3. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

### （1）コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の算定額

通常分交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の1兆円のうち令和3年度補正予算で措置された6.8兆円のうち地方単独事業分として留保していた2,000億円及び令和4年度コロナ対策予備費で措置された8,000億円のうち6,000億円の合計8,000億円を先行交付することとします。なお、交付限度額の算定に当たっては、新型コロナ

ワクチン3回目接種者割合及びウクライナからの避難民の受入人数を考慮して算定することとしています。

令和4年度コロナ対策予備費で措置された8,000億円のうち2,000億円の取扱いについては、今後のコロナ禍における原油価格・物価、感染状況や地域経済の状況等を踏まえて追加交付する予定です。追加交付に当たっては、今後の新型コロナワクチン3回目接種者割合やウクライナからの避難民の受入人数を反映して算定を行う予定です。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る算定額については、制度要綱別紙1の1〔3〕の算式のうち、乗率 $\alpha$ 、 $\gamma$ をそれぞれに掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

- ・都道府県分  $\alpha = 1.066719773$ 、 $\gamma = 1.041764026$
- ・市町村分  $\alpha = 1.076655125$ 、 $\gamma = 1.012999800$

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの交付限度額（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）は、別途通知します。

## （2）国庫補助事業等の地方負担に係る算定額

令和4年4月以降に交付決定等された国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定する分については、今般の令和4年度コロナ対策予備費を踏まえ、交付限度額の算式は以下のとおりとなります。通知時期は、令和4年4月1日付事務連絡の取扱いから変更はなく、国庫補助事業等を所管する各府省による交付決定等の状況を踏まえ、冬頃に通知予定です。なお、別表1は、所要の改訂を行っており、別表2は令和4年4月1日付事務連絡から変更ありません。

令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）、令和3年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額の合計額

× 算定率

### <算定率>

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業\*・・・1.0  
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、  
「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底



に関する別表2の事業※

・・・0.8

※未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において臨時交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）を含む。

#### 4. 実施計画の作成と提出について

通常分交付金の交付にあたって令和4年4月1日付事務連絡において周知した令和4年度に作成していただく新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金実施計画（以下「令和4年度実施計画」という。）の作成及び提出については、令和4年4月1日付事務連絡から変更ありませんので、同事務連絡1（4）を参照ください。

なお、総合緊急対策を踏まえ、令和4年度実施計画の様式を一部修正し、後日、修正後の様式を送付する予定です。実施計画第2回提出以降は、修正後の様式を使用していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

（参考）令和4年4月1日付事務連絡に記載の実施計画提出時期

第2回提出受付 令和4年7月29日（金）12:00【厳守】※原則全団体

最終提出受付 冬頃に予定（詳細については別途お知らせ）

#### 5. 留意事項（令和4年4月1日付事務連絡からの再周知）

##### （1）臨時交付金の活用にあたっての留意点について

臨時交付金の活用にあたっての留意点については、これまで「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和3年2月2日付け事務連絡）、「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和3年4月1日付け事務連絡）、令和4年4月1日付事務連絡及びQ&A等において周知しているとおり、臨時交付金を効率的・効果的な事業に活用するとともに、説明責任をしっかりと果たして頂くようお願いしているところです。既にご承知のとおり、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として取り組まれる必要な事業であれば自由度高く活用できるものであることから、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任を果たしていただくものです。

また、これまでも周知していたとおり、「令和3年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和2年11月25日）において、「新型コロナ対応という意味では、国の一連の措置に加えて、既に令和2年度（2020年度）の2度の補正予算で合計3兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられた。各地域の実情に応じてきめ細やかな対応を可能にするという本来の目的に沿って、各地方公共団体は、創意工夫をこらして効率的かつ効果的に交付金を活用し、実施状況と効果についても説明責任を果たしていくことが求められる。」とされていますので、改めてご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 実施状況の公表及び効果の検証について

臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、臨時交付金創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等において周知しているとおり、各地方公共団体において、事業終了後に、公表するようお願いいたします。

- 別紙1 「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設
- 別紙2 地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）の活用が可能な事業（例）
- 別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）（R4.4改訂版）
- 別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）（R4.4改訂版）※
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照表）

※令和3年12月27日に示した別表から内容に変更ありません。

(照会先)

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

畑・中山・仙田・寺田・磯貝・中村・反町・上坂

直通 03(5501)1752

メール e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設

別紙1

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額: 1兆円(コロナ予備費0.8兆円+既定予算0.2兆円)

○交付対象: 都道府県及び市町村

○対象事業:

(生活支援)	(産業支援)
コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業	コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業
<b>【取組例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活に困窮する方々の生活支援 (住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援)</li><li>・学校給食費等の負担軽減</li><li>・子育て世帯の支援 (子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ)</li></ul>	<b>【取組例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 (事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)</li></ul>

○算定方法: 人口や感染状況等を基礎として算定

※1兆円のうち0.8兆円を先行して交付

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）別紙2

## の活用が可能な事業（例）

総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体を実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乘せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能です。

本表は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

### 生活者支援に関する事業

#### ◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
- ・ 生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
- ・ 生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
- ・ 在留外国人労働者等に対する就労支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
- ・ 特別支援学校の給食費の利用料の負担軽減
- ・ **学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援**
- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
- ・ 地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

### 事業者支援に関する事業

#### ◆ 事業継続等

- ・ 事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
  - ・ 事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
  - ・ 仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援
  - ・ テナントに対する家賃などの固定費支援
  - ・ 中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
  - ・ 再生可能エネルギーの導入に向けた支援
- （農林水産）**
- ・ 漁業者、農林業者に対する経営支援
  - ・ 漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援
- （運輸・交通）**
- ・ 鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
  - ・ 地域の物流の維持に向けた経営支援
- （観光）**
- ・ 宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
  - ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援
- （生活衛生）**
- ・ 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援